

大阪市域交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年10月29日

改正平成21年 月 日

（目的）

第1条 大阪市域交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪市域交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - 協議会の運営方法
 - に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 近畿運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - 大阪府知事又はその指名する者
 - 大阪市長又はその指名する者
 - 堺市長又はその指名する者
 - 八尾市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - 社団法人大阪タクシー協会会長
 - ワンコインタクシー協会会長
 - 社団法人全大阪個人タクシー協会会長
- (4) 労働組合等
 - 全国自動車交通労働組合大阪地方連合会を代表する者
 - 全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部ハイタク部会を代表する者
 - 全国自動車交通労働組合総連合会大阪地方連合会を代表する者
 - 私鉄総連ハイタク協議会を代表する者
- (5) 地域住民
 - 熊 和子((株) 毎日放送ラジオ局長)
 - 豊岡 賢二(大阪商工会議所理事・地域振興部長)
 - 武富 輝代(なにわの消費者団体連絡会)
- (6) 学識経験者
 - 安部 誠治(関西大学商学部教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者)
- (8) その他協議会が必要と認める者
 - 大阪府警察本部交通部交通総務課長
 - 大阪労働局労働基準部監督課長
 - 財団法人大阪タクシーセンター会長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は、平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

- 8 事務局長の任期は、平成24年9月30日までとする。
 - 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出又は設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - 近畿運輸局長が合意していること。
 - 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - 議案について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - 議案について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (2) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - (1) から までに掲げる要件を満たしていること。
 - 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (3) (1)及び(2)以外の議決を行う場合 (1)の議決方法を持って決することとする。この場合、法第8条第2項に掲げる者に該当する協議会の構成員である関係行政機関が議決に際し棄権した場合には、当該関係行政機関については、当該議決に際し賛成したものとみなす。
 - 10 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
 - 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
 - 12 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
 - 13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
 - ただし、協議会の構成員は、やむを得ない場合には指定した者を代理出席させることができる。
 - (幹事会)
- 第6条 協議会は、地域の問題についてより専門的な見地から検討を行なう必要があると

認めるときは、幹事会を設置することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。